

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 2月19日

【会社名】 幼児活動研究会株式会社

【英訳名】 Youji Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 下 孝 一

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田二丁目11番17号

【電話番号】 03 ( 6685 ) 0733

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 川 田 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田二丁目11番17号

【電話番号】 03 ( 6685 ) 0733

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 川 田 伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、当社の連結子会社である株式会社日本経営教育研究所との間で当社を吸収合併存続会社、株式会社日本経営教育研究所を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを平成28年2月19日に開催の取締役会において決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当社吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社日本経営教育研究所
本店の所在地	東京都品川区西五反田一丁目28番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 八田 哲夫
資本金の額	10百万円
純資産の額	223百万円
総資産の額	252百万円
事業の内容	コンサルティング関連事業等

(注) 純資産の額および総資産の額は、平成27年3月末現在

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、経常利益、営業利益および純利益

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	185	173	175
営業利益	37	34	56
経常利益	37	34	56
当期純利益	23	22	37

大株主の名称及び発行済株式数の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	幼児活動研究会株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.00%

提出会社との資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は株式会社日本経営教育研究所の発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社従業員が株式会社日本経営教育研究所の代表取締役に就任しております。また、当社取締役、監査役が株式会社日本経営教育研究所の取締役、監査役を兼務しております。
取引関係	当社との間で、コンサルティング業務の派遣があります。

### (2) 当該吸収合併の目的

当社グループの経営の効率化を目的として、平成28年4月1日付けで株式会社日本経営教育研究所を吸収合併いたします。

### (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社、株式会社日本経営教育研究所を消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当の内容

本合併に際して新株の発行、資本金の増加および合併交付金の支払いはありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社および株式会社日本経営教育研究所が平成28年2月19日に締結した合併契約の内容は、添付の「合併契約書（写）」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当の内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	幼児活動研究会株式会社
本店の所在地	東京都品川区西五反田二丁目11番17号
代表者の氏名	代表取締役社長 山下 孝一
資本金の額	現時点では確定していません
純資産の額	現時点では確定していません
総資産の額	現時点では確定していません
事業の内容	幼児体育指導関連事業等

合併契約書（写）

幼児活動研究会株式会社（以下「甲」という）と株式会社日本経営教育研究所（以下「乙」という）は合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第一条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併し、甲は存続し乙は解散する。（以下甲乙間の合併を「本合併」という）

2. 本合併における甲および乙の商号および住所は次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社 商号 幼児活動研究会株式会社  
住所 東京都品川区西五反田二丁目11番17号  
乙：吸収合併消滅会社 商号 株式会社日本経営教育研究所  
住所 東京都品川区西五反田一丁目28番3号

第二条（合併の効力の発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は平成28年4月1日とする。

ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第三条（合併に際して交付する金銭等および資本金等）

甲は、乙の発行済株式全部を保有しているため、本契約に際して株式その他の合併対価の交付、ならびに資本金および準備金の額の増加は行わない。

第四条（会社財産の引継ぎ）

乙は、平成28年3月31日時点の貸借対照表、その他同日の計算書類に基づき、一切の資産、負債および権利義務を本効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承認する。

第五条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、乙がその財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議し合意の上、これを実行する。

#### 第六条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日をもって乙の従業員を甲の従業員として引継ぐ。なお、乙の従業員の処遇等その他の取扱いについては、甲乙間で協議の上、決定する。

#### 第七条（解散費用）

本効力発生日以降において、乙の解散手続きのために要する費用は、全て甲の負担とする。

#### 第八条（合併契約の承認取締役会、簡易合併および略式合併）

甲および乙は、平成28年2月19日開催の取締役会において本契約の承認および本合併に必要な事項を決議する。

2．甲は会社法第796条第2項の規定に従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

3．乙は会社法第784条第1項の規定に従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

#### 第九条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日の間において、天災地変その他の事由により、甲または乙のいずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、またはその他の本契約の目的の達成が困難になったときには、甲乙間で協議の上、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第十条（合併契約の効力等）

本合併の効力は、法令に定める関係官庁の承認等を得られないとき、または会社法第796条第3項の規定に従い、会社法施行規則第197条で定める数の株式を有する甲の株主が本合併に反対する意思を甲に通知したときには、その効力を失う。

#### 第十一条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本契約に際し必要な事項は、本契約の趣旨に沿って甲乙間で協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成28年2月19日

甲 東京都品川区西五反田二丁目11番17号  
幼児活動研究会株式会社  
代表取締役社長 山下 孝一

乙 東京都品川区西五反田一丁目28番3号  
株式会社日本経営教育研究所  
代表取締役社長 八田 哲夫